

国土交通省と国立研究開発法人防災科学技術研究所との
雪対策の連携協力に関する協定

国土交通省国土政策局（以下「甲」という。）と、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「乙」という。）は、雪対策に関する連携協力を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、連携協力し、雪氷防災技術の活用により、雪対策（克雪・親雪・利雪等）の取り組みを推進することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）雪対策に係る施策や研究の推進に関すること
- （2）雪対策に係る双方が保有する情報の共有に関すること
- （3）雪対策に取り組む豪雪地帯の自治体への技術的支援に関すること
- （4）雪対策に係る国民への普及・啓発に関すること
- （5）DX化の推進等豪雪時の対応の効率化に関すること
- （6）その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり相手方から機密と指定され提供された情報については、事前に相手方から第三者への提供について承諾を得た場合を除き、第三者に漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより書面による終了の申し出のない限り、本協定の有効期間は自動的に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の変更）

第5条 本協定は甲及び乙が協議の上、変更または中止することができる。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義の生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえでそれぞれ1通を保管する。

令和5年12月20日

甲 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
国土交通省国土政策局
局長

黒田 昌義

乙 茨城県つくば市天王台三丁目1番地
国立研究開発法人防災科学技術研究所
理事長

寶 馨